

各論

第4章 自然公園とレクリエーション

第1節 現状と動向

1 社会的背景の変化

わが国のめざましい国土開発や、急速な都市化の進展は自然の秩序を軽視した形で進められてきたきらいがあつたが、最近にいたつて、長期にわたつて人間と自然との調和を図ること、また今後いつそう深刻化すると考えられる国民の自然への渴望にこたえるために、自然を恒久的に保護保存することが、ようやく一般の世論となりつつある。一方生活面においては、余暇時間が増大し、余暇が生活の重要な要素となるような余暇に対する価値観の転換が行なわれようとしている。そしてこのような余暇時間の絶対的な増加は、余暇の内容を受動的なものから、能動的なものへ、消極的なものから積極的なものへと変化させると予想されている。

自然公園とレクリエーションに対する施策は、本来、すぐれた自然の保護と、自然の中における健全なレクリエーションを助長することを目的としてきたのであるが、このような社会情勢の変化を背景にその施策の充実を求められるのみならず自然公園法のわくをこえるような画期的な転換をせまられているといえよう。

各論

第4章 自然公園とレクリエーション

第1節 現状と動向

2 利用者の動向

昭和42年の国立公園及び国定公園の延べ利用者は3億5,000万人をこえている。国立公園の公園面積は,昭和39年以降ほぼ横ばいであるのに比べ利用者の伸びは目ざましいものがある。1ヘクタール当たりの利用者数でも,42年のそれは,35年の約2倍に達している(第4-1表参照)。

一方,国定公園については,全利用者数は,国立公園の約6割であるが,1ヘクタール当たりで見れば国立公園をはるかに上回り,42年でみて約2倍に近い。これは,国定公園の位置が,国立公園に比べて大都市に近いことが,一つの理由と考えられよう。

各公園別に利用者の動向をみると,35年頃に利用者の少なかつた大雪山,支笏洞爺,阿蘇など,北海道・九州地区の利用者数が,4~5倍に増加していることが注目される。これは,所得水準の上昇,余暇時間の増加等が利用者の行動範囲を拡大したとみることができようが,一方,東京近郊にある富士箱根伊豆についても3倍をこえる伸びであつて35年当時にすでに全国立公園の利用者の1/5を占めていた同公園の伸び率の激しさは,さらに注目すべき傾向である。

第4-1表 国立・国定公園面積1ヘクタール当たり利用者の推移

第 4-1 表 国立・国定公園面積1ヘクタール当たり利用者の推移

	33年	34	35	36	37	38	39	40	41	42
国立公園	39.3	44.7	51.7	62.6	69.4	73.7	83.4	96.4	102.9	111.4
(対前年比)		(1.14)	(1.16)	(1.21)	(1.14)	(1.16)	(1.13)	(1.16)	(1.07)	(1.08)
国定公園	96.1	93.7	108.4	122.9	147.8	129.7	136.4	167.3	188.7	202.3
(対前年比)		(0.98)	(1.16)	(1.13)	(1.17)	(1.13)	(1.17)	(1.23)	(1.16)	(1.07)

厚生省国立公園部調べ

各論

第4章 自然公園とレクリエーション

第1節 現状と動向

3 自然公園の現状

国立公園面積は昭和44年4月10日現在196.3万ヘクタールで全国土面積の約5.3%にあたり,国定公園は95.8万ヘクタールで全国土面積の2.6%にあたっている。都道府県立自然公園は198万ヘクタールで,約5.4%であり,これらを合計すれば,全国土面積の13.3%が自然公園である。

これらを地域別にみたのが,第4-2表であるが,人口対比でみて,北海道と関東ブロックでは7倍近い差がある。自然公園は,その性格上すぐれた自然の風景地であることを要件とするので,単純なブロックごとの比較が困難ではあるが,このような格差が一部の国立公園の過剰利用をもたらしているのも否定できない。

土地所有別の自然公園面積は,第4-1図のとおりであり,国立公園においても私有地は21.4%を占め,国定公園は40.1%となつている。この私有地の占める比率は,公園ごとに大きな差があり,23国立公園中7公園では私有地が50%をこえている半面,私有地をまったく含まない公園もある。

私有地については,自然の保護という公益と私権との調整が困難であり,自然の保護を進めるにあたって大きな障害となつている。

保護の施策の適用にあたって,景観の度合いに応じて3段階に区別をしているが,この地域地区別にみた公園面積は,第4-2図のとおりである。

公園の核心的な景観地区としてもつとも保護の規制のきびしい特別保護地区は,国立公園18.6万ヘクタール,全国立公園面積の9.5%であり,国定公園は2.7万ヘクタールで全国立公園面積の2.8%である。

自然公園内でも風致のすぐれた地域として保護のための規制が行なわれる特別地域は,国立公園で58.6%,国定公園で69.9%となつている。都道府県立自然公園においては,特別保護地区の制度はなく,特別地域が設定されているが,全公園面積の18%を占めている。

第4-2表 自然公園面積と地方別人口及び面積との比較

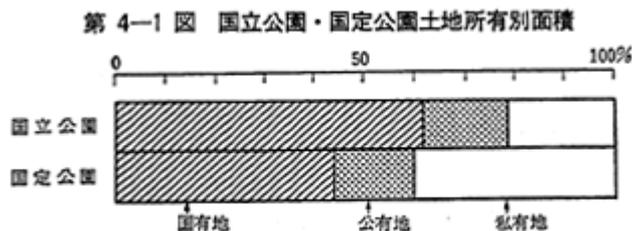
第 4-2 表 自然公園面積と地方別人口及び面積との比較

	人口 (1,000人)	面積 (1,000ha)	自然公園面積 (1,000ha)				人口1人当 たり自然公 園面積 (㎡/人)	地方別面積 に対する自 然公園面積 比率(%)
			国立公園	国定公園	都道府県 立自然公 園	計		
北海道	5,220	7,851	459	83	170	712	1,365	9.1
東北	9,090	6,695	249	164	422	835	919	12.5
関東	27,353	3,211	283	76	182	541	197	16.8
中部	17,574	6,669	579	175	441	1,195	680	17.9
近畿	17,827	3,299	132	188	293	613	344	18.6
中国	6,905	3,180	53	64	61	179	259	5.6
四国	3,942	1,877	26	49	76	151	386	8.0
九州	12,332	4,197	181	159	327	667	541	15.9
全国	100,243	36,978	1,964	958	1,973	4,894	488	13.2

厚生省国立公園部調べ

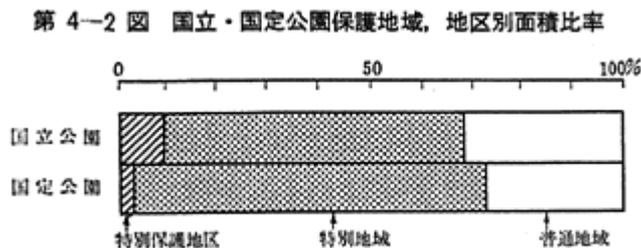
(注) 東北：青森，岩手，宮城，秋田，山形，福島
 関東：茨城，栃木，群馬，埼玉，千葉，東京，神奈川
 中部：新潟，富山，石川，福井，山梨，長野，岐阜，静岡，愛知
 近畿：三重，滋賀，京都，大阪，兵庫，奈良，和歌山
 中国：鳥取，島根，岡山，広島，山口

第4-1図 国立公園・国定公園土地所有別面積



厚生省国立公園部調べ

第4-2図 国立・国定公園保護地域、地区別面積比率



厚生省国立公園部調べ

各論

第4章 自然公園とレクリエーション

第2節 自然公園

1 自然公園の指定

国立公園は、わが国の風景を代表するに足る傑出した自然の風景地として、昭和9年から39年までに23か所指定されており、その指定は一応完了したと考えられる。国定公園は、国立公園に準ずるすぐれた自然の風景地として、昭和25年制度創設以来42年までに30か所の指定が行なわれている。都道府県において指定する都道府県立自然公園については270か所に達した。

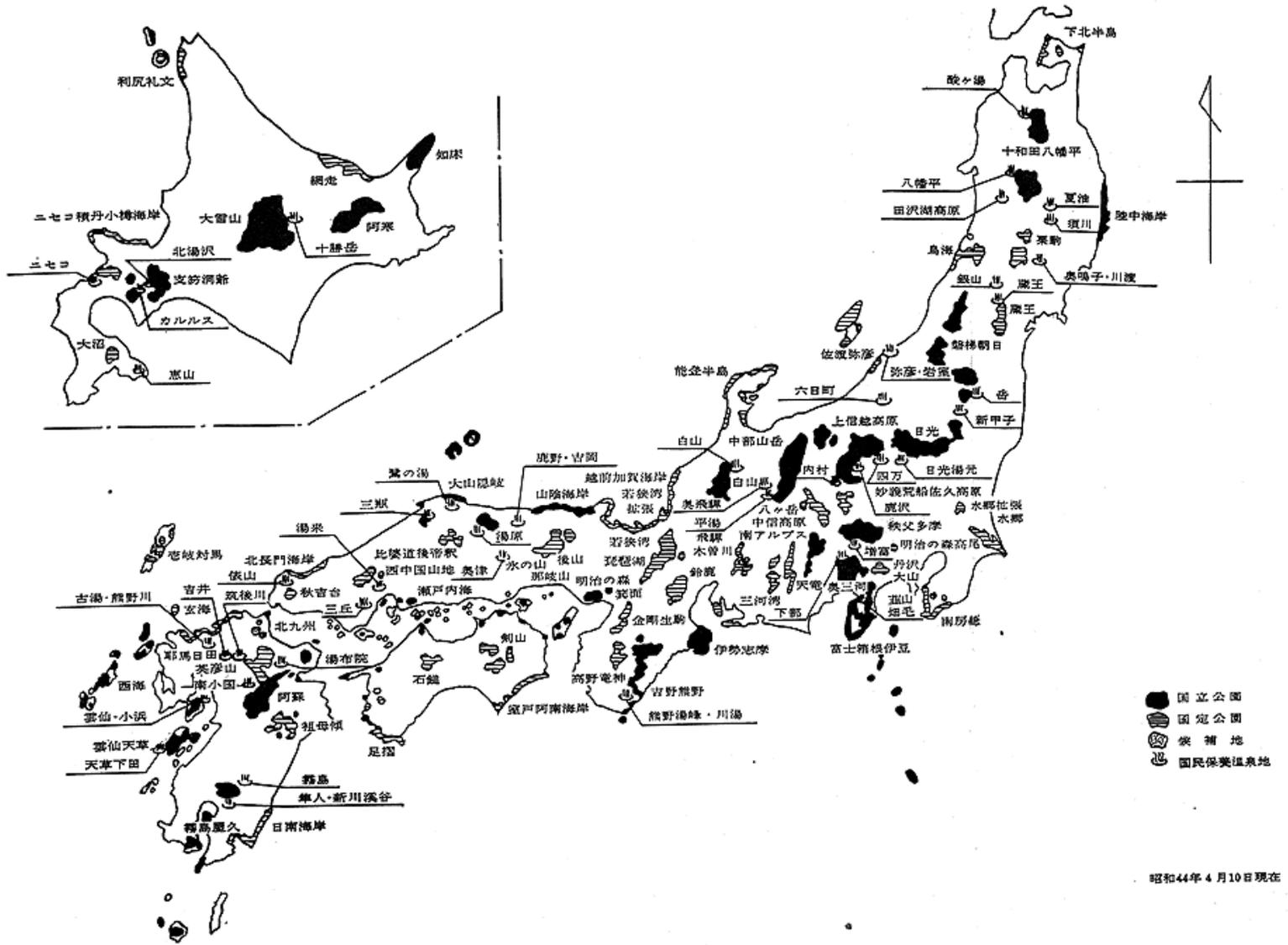
自然公園の指定は、昭和43年4月の「自然公園制度の基本的方策に関する答申」に基づき次のように進められた。

まず国定公園として能登半島・越前加賀海岸(昭和43年5月)、下北半島・栗駒・鈴鹿・壱岐対馬(昭和43年7月)、天竜奥三河・西中国山地(昭和44年1月)、妙義荒船佐久高原・氷ノ山後山那岐山(昭和44年4月)の10か所を新規に指定し、また、若狭湾(昭和43年5月)、玄海(昭和43年7月)、水郷(昭和44年2月)の3か所について公園区域を拡張した。水郷国定公園は筑波山地区を加えて水郷筑波国定公園と改称した。国定公園については、今後も適当な地域について指定する。

昭和43年6月に復帰した小笠原諸島については、昭和43年11月から約1か月にわたって第1回現地調査を行なった結果、わが国では珍しい気候風土や、すぐれた海中生物の景観に恵まれており国立又は国定公園として指定する価値のあることが認められた。その後も引き続き調査を行ない、同諸島の復興開発計画と調整のうえ早急に指定するよう準備を進めている。

第4-3図 国立・国定公園等配置図

第4-3図 国立・国定公園等配置図



厚生省国立公園部調べ

各論

第4章 自然公園とレクリエーション

第2節 自然公園

2 海中公園制度の創設

昭和43年4月の自然公園審議会の答申は、わが国の海域にさんご・熱帯魚・海そう等の海中生物を主体とするすぐれた海中景観を有しているところが多いことを指摘し、これらを保護するとともにその適正な利用を増進するため海中公園制度の創設を勧告している。これを受けて制度化のための検討を行なった結果、自然公園法を改正してこの制度を設けることとしている。同法の改正が成立すると厚生大臣は国立公園又は国定公園の海面内に「海中公園地区」を指定することができることとなる。海中公園地区内においては、さんご・熱帯魚・海そう等美しい生物の採捕を制限するほか、海中景観の保護及び利用の障害となる行為はすべて制限又は禁止することとなる。また、海中景観を観賞するためのガラス底船をはじめ、関連する陸域の各種利用施設の整備を促進する。海中公園地区の候補地としては小笠原諸島を含めてすでに9か所の調査を行なっており(第4-3表)、今後も引き続き調査を行なうこととしているが、法制定後すみやかに所定の手続きを経て、数か所指定する予定である。

この海中公園地区は新しいタイプの公園地域として各方面から大いに期待されている。

第4-3表 海中景観調査地

第4-3表 海中景観調査地

	都道府県名	調査か所
霧島屋久国立公園	鹿児島	佐田岬, 錦江湾
雲仙天草国立公園	熊本	天草下島(あまくさしもじま)
日南海岸国定公園	宮崎	大島, 小夫婦浦(こめおとら)
足摺国定公園	愛媛	宇和海
足摺国定公園	高知	竜串(たつくし), 見残(みのこし)
吉野熊野国立公園	和歌山	潮の岬
若狭湾国定公園	福井	鳥辺島(うべしま)
能登半島国定公園	石川	木の浦(きのうら)
小笠原諸島(未指定)	東京	父島・母島

厚生省国立公園部調べ

各論

第4章 自然公園とレクリエーション

第2節 自然公園

3 自然公園の保護と管理

(1) 自然公園の保護

自然公園は、すぐれた自然を保護することを目的の一つとして設定されるものであるが、自然公園内における人為的な自然破壊が、最近目立つようになった。

自然の破壊は、産業開発や宅地造成といった公園利用とはまったく関係のない行為によるばかりでなく、利用者のための施設が行き過ぎた開発を行なうとか、利用者自身の不心得によるものも多い。

これらの破壊行為から自然公園を守るためには基本的には自然公園法に基づく適切かつ厳密な保護規制の計画を策定して各種開発行為の可否を判断するよりどころを明確にすることであり、次にはこの計画に基づいて自然の保護と開発との調整について迅速で適正な処理をするため公園の管理体制を充実強化することである。

保護規制の計画についていえば、公園区域を景観の程度により、特別保護地区、特別地域、普通地域の3種に分けてそれぞれに適した保護を行なうこととしている。特別保護地区は、その公園の精髓ともいべきものであり、将来にわたって厳正に保護しなければならないが、古く指定された国立公園の場合は必ずしもすべてについて特別保護地区の指定がなされていなかったため、近年調査のうえ、その指定に努めている。昭和43年度中には上信越高原国立公園1万0,082ヘクタールと十和田八幡平国立公園3,073ヘクタールについて指定したが、今後も大雪山、富士箱根伊豆などについて逐次指定を進める予定である。

また、大都市周辺においては、宅地の開発その他の大規模な開発行為が、自然公園の区域にも及んでいるが、これらに対処するには、現行の地域区分を厳正に適用するのみでは不十分で、公園計画それ自体の再編成が必要である。このため、富士箱根伊豆、伊勢志摩、瀬戸内海等の国立公園については公園計画の根本的な再検討を行なっている。

さらに、特別保護地区等に指定された地区の動植物等については、その後の自然的、社会的諸条件の変化から著しく減少衰退しているものがみられ、これらの実態を再調査し、保護財産目録ともいべきものを作成のうえ積極的な保護対策を打ち出すべく検討中である。

各論

第4章 自然公園とレクリエーション

第2節 自然公園

3 自然公園の保護と管理

(2) 国立公園等の管理体制

国立公園を管理するための現地機関として国立公園管理員及び管理事務所を設けている。国立公園管理員は、現地に駐在して、自然景観の確保、公園事業者に対する指導、公園利用者に対する自然解説等広範な業務を担当している。23国立公園196万ヘクタールに及ぶ広大な地域に対してわずか55名の配置であるため、その大幅な増員が要請されている。主要な国立公園については、国立公園管理事務所を設置している。昭和43年7月に阿蘇国立公園、昭和44年8月に阿寒国立公園に管理事務所を新たに設けたので、現在管理事務所を置いている国立公園は、日光国立公園、富士箱根伊豆国立公園と合わせて4公園となった。産業開発や観光開発がさらに進展し、利用者の増加もさらにすすむことが予想されるので管理員の増員とともに管理事務所の増設を図らなければならない。

都道府県が管理するたてまえになつている国定公園についても現地管理体制の整備が必要であり、その充実強化の措置を必要としている。

国立公園及び国定公園の管理及び利用者の指導のためのボランティアとして、自然公園指導員の制度を設けている。現在850人を委嘱しているが、これらの指導員は公園の適正な利用、自然愛護思想の普及、事故防止等の面で成果をあげている。

各論

第4章 自然公園とレクリエーション

第2節 自然公園

3 自然公園の保護と管理

(3) 美化清掃活動

公園利用者の増加に伴い、利用の集中する地点におけるゴミ・汚物の散乱が大きな問題となつている。このような場所は通常市街地から遠く離れているために清掃法のたてまえによつて地元市町村や土地の管理者等のみに清掃責任を負わせることには無理がある。

このため昭和38年度から、国立公園の主要利用拠点である厚生省所管の集団施設地区について美化清掃に関し国費を支出することとなり、昭和43年度には35地区、昭和44年度は40地区と年々その対象か所を増加して実施している。これは、地元都道府県、市町村の協力のもとに、国立公園管理員が中心になつて、地元関係団体・関係業者を含めた美化清掃組織を結成し、積極的な清掃活動を行なつており、大きな成果をあげている。

各論

第4章 自然公園とレクリエーション

第2節 自然公園

3 自然公園の保護と管理

(4) 厚生省所管地の拡大

国立公園内の集団施設地区については、公園目的専用に利用しうるようにするため、従前から林野庁から厚生省に所管換えを行なっており、昭和43年度においても十和田八幡平国立公園の岩手山麓地区の一部について所管換えを行なった。公園の風致を保護し、適正な利用を確保するには集団施設地区以外においても厚生省が所管することが望ましく、この趣旨に沿って昭和44年4月から阿蘇国立公園の阿蘇山上噴火口を中心とした626ヘクタールを大蔵省から厚生省に所管換えを行なった。この地区を適正に管理するため集団施設地区管理規則を改正して、この地区にも適用することとしたが、このような趣旨による所管換えは今後とも推進していく考えである。

各論

第4章 自然公園とレクリエーション

第2節 自然公園

3 自然公園の保護と管理

(5) 国立公園内の私有地買上げ

公園の風致を保護するために開発を制限するには、常に土地所有権との調整を考慮せざるを得ないので、私有地については保護の徹底を期しがたい。したがって、すぐれた自然景観を所期の目的に沿って完全に保護していくためには、公園の核心部にある私有地についてはできるだけ公有地化していくことが望ましいので、昭和42年度から都道府県が行なう国立公園内の私有地買上げに対する国庫補助の措置を実施している。昭和42,43年度において、神奈川県が富士箱根伊豆国立公園の箱根仙石原8万5,134平方メートルを、石川県が白山国立公園の中宮139万5,504平方メートルを、広島県が瀬戸内海国立公園の仙酔島757平方メートルを合計1億9,146万円でそれぞれ買上げて公有地化したことによつて、宅地造成、自然林伐採、工作物設置による開発が排除され、自然の保護を図ることができることとなつた。

各論

第4章 自然公園とレクリエーション

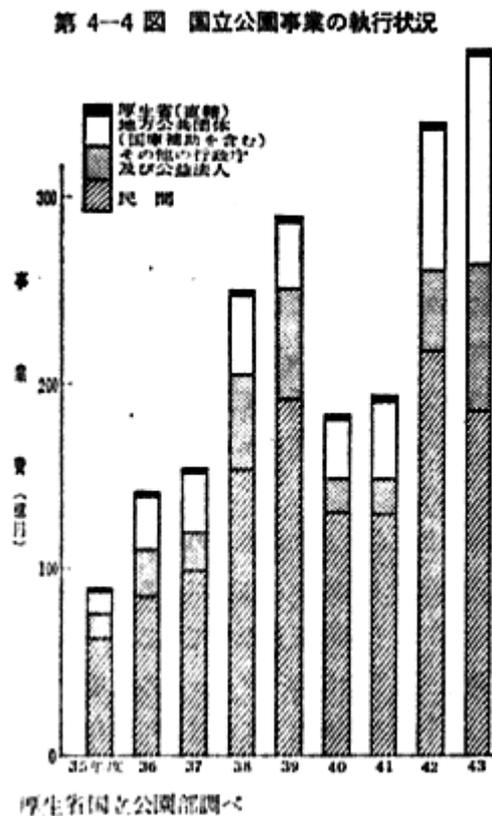
第2節 自然公園

4 利用施設の整備

自然公園には、それぞれの特性に応じて、その公園の自然の保護が十分はかられ、かつ利用が適切に行なわれるよう公園計画が決定され、この公園計画に基づいて利用施設が整備されている。

その整備状況を国立公園についてみると、第4-4図のとおりである。

第4-4図 国立公園事業の執行状況



自然公園の利用は年々増加しており、利用施設の整備に投下される資本も増加の傾向にあるが投資のかなりの部分は、民間企業によるホテル、旅館等の有料施設である。

一方公共利用施設のうち地方公共団体及び公社・公団等による道路、ロープウェイ等に対する投資も相当に伸びているが、駐車場、園地、自然公園の本来の目的である利用者と自然との交流を図るための自然研究路や自然教室などの解説施設の整備は著しく立ち遅れている。これを国立公園についてみると、民間企業によつて整備されている宿泊施設等の公園事業の執行費は、昭和43年度において、約187億円に達したが、国(厚生省)の直轄事業及び国庫補助事業(補助率1/2)による公共施設の整備事業費は約8億円にすぎなかった。

このように国立公園における公共施設は量的に著しく不足しており,特に自然との交流を図る良質な公園利用が困難となつている。

このため,今後は特に自然研究路をはじめとする歩道や自然教室を整備するほか,自動車による公園利用者の増大に対処するため路傍施設(解説施設,駐車場,園地)の整備を進める必要がある。

昭和43年度においては,この方針に従つて,国費による施設としては自然教室が秩父多摩国立公園の三峰,明治の森高尾国定公園,明治の森箕面国定公園にそれぞれ開設され,自然研究路については十和田八幡平国立公園蕨温泉ほか4路線,秋吉台国定公園の秋吉台ほか3路線を整備するとともに,駐車場,ピクニック園地等を造成した。

各論

第4章 自然公園とレクリエーション

第2節 自然公園

5 国民公園及び墓苑

旧皇室苑地であつた皇居外苑,新宿御苑及び京都御苑は国民公園として昭和24年以来厚生省が管理し広く一般に利用され親しまれている。

昭和44年4月から皇居外苑は,旧江戸城北の丸地区を加えて一般の利用に供せられることになつた。北の丸地区は,昭和38年に「皇居外苑の一部とし,森林公園として整備すること」が閣議決定され,建設省が整備を行なつたものである。その面積は約20ヘクタール,園内の樹木は森林公園にふさわしく,樹木はかん木を含めて百数十種,10万本を越えている。

皇居外苑は,北の丸地区を加えて115.2ヘクタールの面積を有し,利用者は全国から訪れ,年間約800万人に及んでいる。いわゆる皇居前広場はクロマツと芝生を中心に整備されているが,近年交通量の増大による排気ガス等によつて樹木が衰弱してきたので,昭和40年度から3か年計画で樹木の補植等を行なつてきている。

新宿御苑は,明治時代における和洋折衷の代表的庭園で利用者は約180万人に及んでいる。苑内には約1,300本の桜樹があるが,高齢化が著しいので,昭和41年度から年度計画により補植を行なつている。

京都御苑は,京都御所を囲む65.2ヘクタールの苑地で御所の環境を守るとともに京都市の中央公園的役割を果たしており,年間利用者は約600万人に及んでいる。

千鳥ヶ淵戦没者墓苑は,千鳥ヶ淵に臨む1.5ヘクタールの墓苑で,ここには戦後海外の各地から収集された戦没者の遺骨約12万5千柱が安置されており,年間の参けい者は約15万人に達している。

各論

第4章 自然公園とレクリエーション

第3節 温泉

1 温泉の現状

わが国は、世界有数の温泉国であり、昭和44年3月末現在、全国の温泉ゆう出源泉数は1万4,221か所(うち自噴源泉5,409か所、動力の装置された源泉6,525か所、未利用源泉2,287か所)、そのゆう出総量は、毎分125万リットルに及んでいる。

温泉法は、これらの温泉を保護し、その適正な利用を図ることを目的として、温泉を掘さくし、あるいは温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする場合などには、都道府県知事の許可を受けなければならないこととしている。昭和43年度の温泉法による全国の許可件数は、土地掘さく1,022件、増掘177件、動力の装置655件、浴用又は飲用2,256件である。

各論

第4章 自然公園とレクリエーション

第3節 温泉

2 温泉の利用

温泉利用者の増加傾向は、近年特に顕著であり、全国の1,590温泉地における延べ宿泊利用者は、昭和43年度には1億人に達している。

温泉利用の医学的効用については、年々臨床実例及び基礎的研究が盛んになり、その結果が、疾病の予防治療及びリハビリテーション等の温泉療養の面において実証されてきている。さらに、人口の都市集中に伴う精神的緊張を緩和する保養地として、また、余暇時間を健全に利用するための休養地として、温泉の利用はますます盛んになろうとしている。

しかしながら、一部の温泉地においては増大する温泉利用に応じて、無計画に温泉利用施設が増設される一方、温泉の乱掘乱用による温泉ゆう出量の減少、温度の低下及び泉質の変化等温泉の衰退現象があらわれており、その対策が要請されている。

各論

第4章 自然公園とレクリエーション

第3節 温泉

3 国民保養温泉地の整備

近年,温泉地においては,歓楽的利用が多くなる傾向があるが,これの対応策として,温泉地の健全な育成を図ることを目標とした,国民保養温泉地の制度を設けている。これは,自然環境に恵まれ,健全な社会的環境のもとにある温泉地を厚生大臣が指定し,温泉の健全な利用を増進させようとするものである。昭和44年3月末現在,全国で45か所の温泉地が指定されており,この温泉地においては,利用者が保養や療養本位に利用できるように,それぞれの温泉地に適合して,厚生大臣が温泉地計画を定めている。この計画は,温泉浴場施設,宿泊施設,休養施設,温泉療養施設等の利用施設に関するもの及び環境衛生等温泉地の環境改善に関するものを含み,公共施設については,国民保養温泉地施設整備補助金により順次整備されつつある。

各論

第4章 自然公園とレクリエーション

第4節 レクリエーション対策

1 野外レクリエーションの推進

野外レクリエーションの推進については、厚生省は昭和25年より「自然に親しむ運動」を主唱し、野外レクリエーションの実践を奨励してきた。昭和43年度においても7月21日から8月20日に至る1か月を期間とし、自然環境の中での野外レクリエーションをつうじて国民の保健、休養、教化の実をあげるための各種の行事を実施した。この運動の中央行事である第10回国立公園大会は、8月1日、2日の両日、磐梯朝日国立公園の裏磐梯国民休暇村において、皇太子同妃殿下の御臨席を仰ぎ、約4,000人の参加者を得て盛大に挙行された。この大会において、参加代表者会議を開催し「豊かな国民生活を営むための基盤である国土の自然をいかにして保護すべきか」をテーマとして討議を行ない、大会参加者一同の名において、自然保護思想の普及と野外レクリエーション増進のための施策の推進を強く訴えた。

各論

第4章 自然公園とレクリエーション

第4節 レクリエーション対策

2 利用施設の整備

国民宿舎は、自然公園や国民保養温泉地等のすぐれた自然環境の中に、だれもが気軽に、しかも低廉で快適に利用できることを目的として昭和31年度から地方公共団体が特別地方債により建設を進めている保健休養施設である。昭和43年度における融資額は、厚生年金保険積立金還元融資から5億0,400万円、国民年金特別融資から10億4,300万円、合計15億4,700万円で、19か所の新設が決定している。昭和43年度までに設置された宿舎数は、222か所、建設中25か所、その収容定員は、2万6,742人を数えている。国民宿舎の利用者は毎年急速に増加し、昭和43年度においては、宿泊利用者287万人に達している。人口や産業の都市集中、余暇の急激な増加等に伴い、健全な余暇利用施設として、国民宿舎に対する需要は、今後ますます増大することが予測されるので、融資の増額を図るなどの措置を講じ、これに対処しなければならない。全国的な適正配置を考慮しながら、積極的に新設を図るとともに、既設宿舎についても、内容の改善を図り、子供連れや老人等を対象とした付帯施設の整備を図る必要がある。一方、国民休暇村は、国立公園及び国定公園のすぐれた自然環境の中に、低廉で健全な宿泊施設を中心として、スキー場、野営場等各種の野外レクリエーション施設を集团的に整備し、家族利用を中心とした総合的休養施設である。昭和36年度から整備がはじめられ、43年までに18か所が一般の利用に供されている。園地、駐車場等の基盤的公共施設は国または地方公共団体が、宿泊施設等の有料施設は、財団法人国民休暇村協会が建設し運営している。これに対する43年度の投資額は6億9,818万円で、このうち公共施設分2億6,598万円、レクリエーション施設分4億3,220万円である。国民休暇村の利用者も逐年増加し、43年度においては、宿泊・休憩を合わせて約72万人、その他野外レクリエーション施設に対する利用者を含めると約350万人と推定されている。

第4-4表 自然公園別国民宿舎設置数,年度別融資額,利用者数

第 4-4 表 自然公園別国民宿舎設置数, 年度別融資額, 利用者数

	総数	31~35 年度	36~40	41	42	43
設置数(か所)	247	45	136	20	27	19
国立公園	81	23	48	2	5	3
国定公園	50	7	28	2	6	7
都道府県立自然公園	45	7	23	9	3	3
保養温泉地	29	7	20	1	—	1
その他	42	1	17	6	13	5
収容定員	26,742	4,402	15,194	2,150	2,705	2,291
融資額(百万円)	10,920	879	5,388	1,296	1,810	1,547
厚生年金	3,458	879	1,246	474	355	504
国民年金	7,462	—	4,142	822	1,455	1,043
利用者数	24,705	717	9,564	4,299	4,979	5,146
宿泊者数	12,136	304	4,459	2,047	2,452	2,874
休憩者数	12,569	413	5,105	2,252	2,527	2,272

厚生省国立公園部調べ

また,地域住民の日帰り利用を目的とする国民保養センターは,42年度から整備が始められ,43年度にかけて22か所の建設が決定し,厚生年金保険積立金還元融資及び国民年金特別融資から合計5億8,950万円が融資されている。昭和43年度においては,営業か所数8か所に対し,約28万人が利用している。これに対する需要はきわめて高いので,今後とも引き続き建設を進めていく必要がある。

各論

第4章 自然公園とレクリエーション

第5節 東海自然歩道

1 国民自然歩道の構想

最近のわが国では、新幹線や高速道路はできても人間が静かに安全に歩ける道はしだいになくなろうとしている。このような開発の動きに対処し、われわれの心のふるさとであるすぐれた自然の風景や文化的遺産を採勝しつつ、交通事故の不安なしに自然のなかを歩くための長距離歩道を整備し、国民の保健と教化に寄与しようというのが国民自然歩道の構想である。この計画は緑の自然のなかを歩くことにより、自然と人間との交流をはかり、健康な心身を育成するとともに美しい自然の姿やすぐれた文化財に接して日本のよさを再認識しようという狙いをもっている。

また、自然公園のタイプとしても、都市が発展し巨大な带状地域を形成するにつれて、従来のような個々の地域的なものだけでなく、都市化する地域の背後にあつて、公園や休養地を带状に連ね、有機的に連絡するような新しいタイプのものが必要となつて来る。このことはすでに、昭和43年4月の自然公園審議会の答申でも指摘されているところである。

諸外国における事例をみても、英国においては、すでに1951年から長距離歩道が国立公園と国立公園とを結んで、あるいは海岸を伝わるなどして、5路線、総延長1,900キロにわたつて整備されている。

アメリカにおいても1968年10月「国立歩道系統法」が制定され、全国的な自然歩道が連邦政府・地方政府によつて整備されようとしていて、全国的な規模における長大な歩道の計画・整備の動きは、先進国における一般的な傾向であるといえる。このような事態に対処し厚生省では、昭和43年12月自然公園や文化財を有機的に連絡しながら、自然を採勝する歩道—国民自然歩道—を計画して、この歩道を軸線として、自然の保護と利用とを全国的に図つていく構想を発表した。

まず、第1次計画として、東海道メガロポリスの外縁部の自然地帯に東海自然歩道を整備することとしている。

各論

第4章 自然公園とレクリエーション

第5節 東海自然歩道

2 東海自然歩道の計画

東海自然歩道の起点は東京の明治の森高尾国定公園、終点は大阪の明治の森箕面国定公園である(第4-5図参照)。路線は沿線各都市から20~30キロの比較的近い位置を通り、各都市から日帰り、あるいは一、二泊利用も考えて選定する。

第4-5表 国民休暇村年度別設置数,投資額,収容定員,利用者数

第 4-5 表 国民休暇村年度別設置数, 投資額, 収容定員, 利用者数					
	総 数	36~40年度	41	42	43
設 置 数 (か所)	18	17	—	1	—
国 立 公 園	14	13	—	1	—
国 定 公 園	4	4	—	—	—
投 資 額 (百万円)	5,186	2,934	786	768	698
公 共 投 資	1,395	643	243	243	266
国 立 公 園	947	456	161	165	165
国 定 公 園	448	187	82	78	101
有 料 施 設	3,791	2,291	543	525	432
営 業 地 区 数 (か所)	18	16	17	17	18
収 容 定 員 (人)	4,002	7,502	3,321	3,801	4,002
利 用 者 数 (千人)	2,783	773	610	678	722
宿 泊 利 用 者 数	1,608	435	325	398	450
休 憩 利 用 者 数	1,175	338	285	280	272

歩道の総延長は約1,300キロであり、途中丹沢の野生シカ、富士山麓の原生林や湖、秋葉山や鳳来寺山などの社寺、定光寺・犬山など名古屋近郊のレクリエーション地域、関ヶ原の古戦場、鈴鹿の高原、比叡山・大原・嵐山などの古都周辺が興味の対象になっている。なお、複線部分として中山道、青山高原、大和の山辺の道等を通過する。

東海自然歩道の構想が発表されるや、各界から非常な好評を得、その早期実現が望まれているが、東海自然歩道の名称は2万人をこえる一般国民からの公募によつて決定されたことから、この歩道に対する国民の絶大な期待がうかがわれよう。この構想の実現についても、国や地方公共団体だけでなく、民間諸団体、その他広く国民一般の参加によつて行なうことに大きな意義があろう。

第4-5図 東海自然歩道計画路線

